

公 売 公 告

1. 入札及び開札の日時

平成22年 5月20日 13時30分締切、即時開札

2. 入札及び開札の場所

岩手南部森林管理署 入札場

3. 売 払 物 件

(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙売払物件明細書及び売払物件一覧表のとおりです。

(2) 引渡期間は代金納入の日又は、延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

4. 郵 便 入 札

認めます。但し宅配便は認めません。

(1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には、資格付一般競争参加資格決定通知書の写し、又は、最寄りの森林管理署長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便でお送り下さい。

(2) 送付先は次のようにして下さい。

郵便番号 023-0853

住 所 岩手県奥州市水沢区東上野町12番17号

宛 名 岩手南部森林管理署長

(入札書と朱書きして下さい。)

(3) 郵便入札は、入札当日(22年 5月20日)13時までには到着しなければ無効となります。

(4) 郵便入札の場合で、入札当日の開札に参加できない場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札には参加できません。

5. 契 約 の 締 結 期 限

平成22年 6月 4日までとします。

6. 代 金 の 納 入 期 限

契約締結の日の翌日から起算して、15日以内とします。

7. 代 金 の 延 納

法令の定めるところにより認めます。

(1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。ただし、1件の契約数量が1千m3以上の場合は、10箇月以内とします。

(2) 延納利息は、法令の定めにより1.70%とします。

(3) 延納担保の提供期限は、契約締結の日の翌日から起算して15日以内とします。

8. 特 約 事 項

別紙売払物件明細書に記載のとおりです。

9. 入札条項及び入札条件並びに別紙売払物件明細書を示す場所

岩手県奥州市水沢区東上野町12番17号 岩手南部森林管理署 総務課

電話番号 050-3160-5920

0197-24-2131

10. そ の 他

この入札について、詳しく知りたい方は、当森林管理署総務課経理係にお問い合わせ下さい。

平成22年 4月28日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署長

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

(1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書あるいは最寄りの森林管理署長発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。

(2) 入札参加者が、代理人のときは委任状を提示しなければなりません。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりですから契約書案を参照し、現物熟覧のうえ国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

4. 入札の方法

(1) 入札は、売払番号ごとに総額入札で行ないます。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) いっぴん入札箱に入れた入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

5. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行ない、予定価格以上の最高入札者を落札者としします。

但し、同金額の最高入札者が2人以上のときは、直ちにくじで落札者をきめます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効とすることはできません。

6. 入札保証金

免除します。但し、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を附与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せず契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

(1) 競争参加不適格者が入札したもの。

(2) 入札参加資格のないもの、又は入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。

(3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。

(4) 署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）又は、記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印のいずれもないもの。

(5) 単価で入札したもの。

(6) 合同入札のときは、宛先森林管理署名の確認ができないもの。

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備え付けておりますから閲覧してください。

11. 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行なってください。

13. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記したとしても、またこのことに気付き落札以前に訂正又は取り消しの申し出があったとしても当該入札書は消費税を除いた金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取り消し等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額5%を加算した金額となります。

この場合消費税の積算における円未満の端数処理は切捨てとします。

15. 買受人、買受に伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者が森林管理署長等の承諾を得ないで売払産物でない立木を伐採したときは、賠償金として当該立木の価格のほか、当該立木の価格の2倍に相当する金額を買受人から徴収します。

16. 契約締結以降当該契約において特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約にかかる違約金、延滞金等、率で表わされるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

現 地 案 内

現地案内を下記日程により行いますからご参集ください。

記

売払番号	案 内 日	集合場所・時刻	案 内 者
第1～2号	平成22年5月12日（水）	一関市巖美町 本寺橋 午前 9時30分	一関森林事務所 森林官 （電話 0191-25-2731）
お問い合わせ	岩手南部森林管理署 経営係 （電話 050-3160-5920）		

売 払 物 件 一 覧 表

一般資格付

施 行 日	平成22年5月20日
施 行 場 所	岩手南部森林管理署
施 行 方 法	単 独

売払 番号	物 件 所 在 地	伐採種	樹 材 種	面積 (HA)	本数 (本)	幹材積 (m3)	搬 出 期 間 (ヶ月)	入 札 結 果				落 否
								応札 枚数	番 札	応 札 者 氏 名	応 札 金 額	
1	岩手県西磐井郡平泉町 字 馬場二反田山国有林 258林班ち小班 (分収造林)	皆伐	アカマツ他	5.37	10,260	1,092.47	36		2			
									1			
2	岩手県一関市巖美町 字 一関市官行造林 19林班い小班	皆伐	アカマツ他	3.30	3,395	1,078.13	36		2			
									1			
3									2			
									1			
4									2			
									1			

[illegible][illegible]

売 払 物 件 明 細 書

売払番号	第 2 号	物件所在地	岩手県一関市巖美町 字 一関市官行造林 19林班 い 小班		
伐採方法	皆伐	面積	3.30HA	搬出期間	36ヶ月間
物 件 の 内 容					
樹 種	本 数	幹 材 積	特 記 事 項		
	(本)	(m³)			
アカマツ	459	423.51	1 本物件の主要樹種（アカマツ・カラマツ）の林齢は57年生です。 ただし、この林齢は森林管理署内部記録に基づき、参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しないこともありますのでご承知おき下さい。 2 本物件は官行造林契約による収益分収対象林分であるので、買受者は国の分収に係わる代金納付については、国の発行する納入告知書により、また官行造林契約者に係る代金納付については、後日提示する官行造林契約者の指定金融機関各口座に直接納付すること。 3 買い受け人は、伐採した立木の残材および末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。 4 買い受け人は、沢および沢縁を集材する必要を生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。 5 買い受け人は、降雨または降雪時等の運材にあたっては、道破損防止および車両運行安全確保のため、当署長の指示に従うものとする。 6 土場敷ならびに林道沿線には、立木の残材および末木枝条等を散乱放置することなく、買い受け人は搬出期間内に跡地を整理するものとする。 7 買い受け人が作設する搬出路および土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落および流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。 なお、その使用を完了したときに当署長が原状に回復する必要があると認めた場合は、買い受け人は原状回復に努めるものとする。 8 買い受け人は、官民地界を集材する必要が生じた場合は、境界標識の棄損をしないよう最善の注意を払うものとする。 なお、境界標識等を棄損した場合は、買い受け人において現状に回復するものとする。 9 アカマツについては、岩手県の「アカマツ伐採指針」を守ること。 10 土場敷予定箇所が保安林に指定されているので、伐採搬出にあたっては、作業行為等の手続きを完了してから作業に着手すること。		
カラマツ	276	117.20			
スギ	1	2.41			
アカマツNA	428	264.47			
カラマツNA	241	45.49			
N 計	1,405	853.08			
ク	2	1.76			
ミズナラ	1	0.96			
ホオノキ	1	0.78			
センノキ	1	1.34			
シ	1,985	220.21			
L 計	1,990	225.05			
小 計	3,395	1,078.13			

主要樹種径級別本数内訳				
径 級	アカマツ		カラマツ	
cm	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
16			5	1
18	6	1	26	5
20	10	2	42	10
22	18	5	45	14
24	26	10	40	15
26	44	19	45	21
28	44	23	25	14
30	42	26	22	15
32	32	24	9	7
34	63	53	10	9
36	15	15	5	6
38	32	37	1	1
40	36	44	1	1
42	17	23		
44	19	29		
46	21	34		
48	9	17		
50	7	12		
52	5	11		
54	4	9		
56	2	5		
58	2	5		
60	1	3		
62				
64	1	3		
66上	3	10		
計	459	424	276	117
標準木	34cm	20m	24cm	17m